平成２４年（フ）第１０９５号
千葉県船橋市大穴北２丁目16番19号
債務者　齋藤　貴紀
1　決定年月日時　平成24年10月23日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　日名子　暁
4　破産債権の届出期間　平成24年11月22日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成25年１月15日午後２時20分
6　免責意見申述期間　平成25年１月８日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２４年（フ）第３３０号
福井県鯖江市桜町３丁目２番14号
債務者　捻木　利一
1　決定年月日時　平成24年10月24日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　麻生　英右
4　破産債権の届出期間　平成24年11月22日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成25年１月22日午後１時45分
6　免責意見申述期間　平成25年１月８日まで
福井地方裁判所民事部破産係

平成２４年（フ）第２３５７号
札幌市白石区北郷４条８丁目９番３号
債務者　田中　　忍
1　決定年月日時　平成24年10月23日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　薄木　宏一
4　破産債権の届出期間　平成24年12月７日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成25年１月22日午後１時30分
6　免責意見申述期間　平成25年１月15日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２４年（フ）第９７５号
千葉県船橋市海神１丁目９番21―105号
債務者　井上　帥夫
1　決定年月日時　平成24年10月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　藤岡　隆夫
4　破産債権の届出期間　平成24年11月21日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成25年１月22日午前10時50分
6　免責意見申述期間　平成25年１月15日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２４年（フ）第１１２１号
千葉県浦安市高洲６丁目１番９―1103号　潮音の街
債務者　今江ヨシヱ
1　決定年月日時　平成24年10月23日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　陶山　嘉代
4　破産債権の届出期間　平成24年11月22日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成25年１月22日午後３時
6　免責意見申述期間　平成25年１月15日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２４年（フ）第１１２５号
千葉県浦安市当代島３丁目５番17―307号　ウインドミル浦安
債務者　加賀谷恭子
1　決定年月日時　平成24年10月23日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　藤岡　康友
4　破産債権の届出期間　平成24年11月22日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成25年１月22日午前10時20分
6　免責意見申述期間　平成25年１月15日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２４年（フ）第３７４号
奈良市右京５丁目９番地　平城右京団地34―501
債務者　岡崎　勝則
1　決定年月日時　平成24年10月23日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　嶋岡　英司
4　破産債権の届出期間　平成24年12月14日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成25年１月15日午前10時30分
6　免責意見申述期間　平成25年１月15日まで
奈良地方裁判所

平成２４年（フ）第２６２号
群馬県富岡市中高瀬101番地
債務者　松本　幸一
1　決定年月日時　平成24年10月23日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　金田　悦郎
4　破産債権の届出期間　平成24年12月18日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成25年２月13日午前10時20分
6　免責意見申述期間　平成25年２月６日まで
前橋地方裁判所高崎支部

平成２４年（フ）第２３７号
岡山県倉敷市四十瀬531番地２　ウィンダムヒルズ101号
債務者　西中　純二
1　決定年月日時　平成24年10月５日午後４時30分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　安達　祐一
4　破産債権の届出期間　平成24年11月19日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成25年１月23日午後２時
6　免責意見申述期間　平成24年11月26日まで
岡山地方裁判所倉敷支部破産係

平成２４年（フ）第６３９号
北九州市若松区高須南３丁目２番10―402号
債務者　宇髙　美里
1　決定年月日時　平成24年10月５日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　田中　賢一
4　破産債権の届出期間　平成24年11月19日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成25年１月17日午前10時10分
6　免責意見申述期間　平成24年12月10日まで
福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

平成２４年（フ）第７７号
島根県出雲市斐川町上直江3427番地
債務者　藤江　周弘
1　決定年月日時　平成24年10月９日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　熱田　雅夫
4　破産債権の届出期間　平成24年11月12日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告・免責審尋の期日　平成24年12月18日午後３時30分
6　免責意見申述期間　平成24年12月18日まで
松江地方裁判所出雲支部

平成２４年（フ）第４３２号
新潟市北区濁川１丁目１番87号
債務者　青木　繁実
1　決定年月日時　平成24年10月23日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　堀田　伸吾
4　破産債権の届出期間　平成24年12月４日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成25年１月25日午前11時30分
6　破産法204条１項２号の規定による簡易配当をすることにつき異議のある破産債権者は、裁判所に対し５記載の一般調査期日の終了時までに異議を述べなければならない。
7　免責意見申述期間　平成24年12月18日まで
新潟地方裁判所民事部

平成２４年（フ）第９７４号
広島市佐伯区藤の木２丁目26番26号
債務者　米澤　　豊
1　決定年月日時　平成24年10月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　今枝　　仁
4　破産債権の届出期間　平成24年11月21日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成25年１月28日午後３時30分
6　破産法204条１項２号の規定による簡易配当をすることにつき異議のある破産債権者は、裁判所に対し５記載の一般調査期日の終了時までに異議を述べなければならない。
7　免責意見申述期間　平成24年12月21日まで
広島地方裁判所民事第４部

平成２４年（フ）第９７７号
広島市中区小網町３番19―401号　サンピアミラノ
債務者　山肩　和弘
1　決定年月日時　平成24年10月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　中根　弘幸
4　破産債権の届出期間　平成24年11月21日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成25年１月23日午後３時30分
6　破産法204条１項２号の規定による簡易配当をすることにつき異議のある破産債権者は、裁判所に対し５記載の一般調査期日の終了時までに異議を述べなければならない。
7　免責意見申述期間　平成24年12月21日まで
広島地方裁判所民事第４部